

回 答 書

業務の名称 志登茂川浄化センター施設点検運転監視等業務
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

上記業務について、下記のとおり質問がありましたので回答します。

平成29年10月24日

設計図書等に係る質問事項
(1) 閲覧資料 主要設備概要一覧(1/5) 北系1、4号送風機は、タイマー運転可能かどうかご教示下さい。
(2) 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書(5頁) 第6条第2項 業務総括責任者の管理能力を判断する具体的な基準等を御教示下さい。
(3) 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書(5頁) 第6条第3項 副総括責任者の的確判断を判断する具体的な基準等を御教示下さい。
(4) 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書(8頁) 第16条第1項「乙は、月間、週間の作業が完了したときは、速やかに作業実績報告書を提出しなければならない。」とありますが、同条第4項の表では週間に関する報告事項がありません。週間報告については報告書の提出は不要と認識してよろしいでしょうか。
(5) 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書(13頁) 表1(乙負担)の潤滑油脂類について、「20リットル以上の交換または補充の場合は、甲の負担とする。」とありますが、本業務で発生する廃油についての産業廃棄物処分の事務手続きは甲と乙のいずれの所掌事項なのかご教示願います。
(6) 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書(14頁) 表2(乙負担)の蛍光灯および水銀灯等照明用の交換ランプについて、それぞれ年間で交換が必要な概ねの予定数量、もしくは施設の蛍光灯および水銀灯の総数が分かりましたらご教示願います。

回 答

(1) 同設備については現在施工中であり、タイマーによるインターバル運転を受注者から技術提案として出されておりますが、最終的に設置されるかどうかは不明です。

(2) 一般論として、管理能力とは事象を的確に把握し、組織及び従業員のマネジメントを円滑に行える能力であると考えています。よって、このような能力が現場において発揮しているか否かが判断基準になると考えています。

(3) 的確な判断とは、現場で起こっている事象に関する原因の特定、今後の予測、問題解決のための手法が把握でき、最適な方法を提案するといったことを想定しています。

(4) 貴見のとおり解して差し支えありません。

(5) 廃油の処分につきましては受注者（乙）が行う業務となりますが、産業廃棄物処分に係る事務手続きが必要な場合は、発注者である（甲）が行うものとします。

(6) 交換ランプについての年間の交換数については設置初年度であることから、想定しておりません。施設全体の照明機器の設置総数につきましては、外灯と誘導灯等を除いて下記のとおりです。

蛍光灯 16W×1 灯	3 台
〃 16W×2 灯	17 台
〃 20W×1 灯	28 台
〃 32W×1 灯	319 台
〃 32W×2 灯	655 台
LED	331 台
水銀灯	なし

なお、共通仕様書第 2 4 条第 1 項に係る別表 2(乙負担)記載の交換ランプにつきましては、「特記仕様書第 2 条 7 (3)施設用消耗品調達業務」で「※適用なし」としてありますとおり、受注者負担ではなく発注者負担となります。

ただし、取替え等の作業につきましては、保守点検業務として受注者が実施するものとします。